

○公益社団法人福島相双復興推進機構定款 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目 的)</p> <p>第3条 この法人は、東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村（以下「当該地域」という。）の復興・創生、<u>並びに東日本大震災当時、当該地域において事業を営まれていた方々及び浜通り地域等（当該地域並びにいわき市、相馬市及び新地町をいう。）において水産関係の仲買・加工業等を営む方々</u>（以下「事業者」という。）の事業再開・<u>継続、及び東日本大震災当時、当該地域に</u>居住されていた方々の生活再建等に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)「相談型支援」事業</p> <p>①「個別訪問」事業</p> <p>事業者を個別に訪問し、現状や課題、今後の事業に係る意向等について、話を伺い、相談を受ける等の取組を実施</p> <p>②「事業再開・再生支援」事業</p> <p>事業再開・<u>継続</u>、承継・転業等、事業者が抱える課題について、専門家等によるきめ細やかな支援を実施</p> <p>(2)「復興・創生」事業</p> <p>①東日本大震災当時、当該地域に居住していた方々、とりわけ高齢者の生活再建に向け、生業回復、生活環境整備等に関する取組を実施</p> <p>②当該地域において、復興を通じた新たなまちづくりが実現できるよう、自治体による復興・まちづくり計画の策定・実行へ向けた活動に関する支援を実施</p>	<p>(目 的)</p> <p>第3条 この法人は、東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村（以下「当該地域」という。）の復興・創生、<u>及び東日本大震災当時、当該地域において事業を営まれていた方々</u>（以下「事業者」という。）の事業再開<u>や</u>居住されていた方々の生活再建等に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)「相談型支援」事業</p> <p>①「個別訪問」事業</p> <p>事業者を個別に訪問し、現状や課題、今後の事業に係る意向等について、話を伺い、相談を受ける等の取組を実施</p> <p>②「事業再開・再生支援」事業</p> <p>事業再開、承継・転業等、事業者が抱える課題について、専門家等によるきめ細やかな支援を実施</p> <p>(2)「復興・創生」事業</p> <p>①東日本大震災当時、当該地域に居住していた方々、とりわけ高齢者の生活再建に向け、生業回復、生活環境整備等に関する取組を実施</p> <p>②当該地域において、復興を通じた新たなまちづくりが実現できるよう、自治体による復興・まちづくり計画の策定・実行へ向けた活動に関する支援を実施</p>

<p>③当該地域への住民帰還の促進を含む本格的な復興に向け、働く場所や買い物環境等を整備できるよう、新たな産業・人材の呼び込みと起業促進を図るための取組を実施</p> <p>(3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項の事業については、福島県及び日本全国において行うものとする。</p>	<p>③当該地域への住民帰還の促進を含む本格的な復興に向け、働く場所や買い物環境等を整備できるよう、新たな産業・人材の呼び込みと起業促進を図るための取組を実施</p> <p>(3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項の事業については、福島県及び日本全国において行うものとする。</p>
---	---